

東京都中央卸売市場条例施行規則（昭和四十六年東京都規則第二百七十二号）新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第二章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第三章 市場関係事業者</p> <p> 第一節 卸売業者（第四条）</p> <p> 第二節 仲卸業者（第五条）</p> <p> 第三節 売買参加者（第六条―第八条）</p> <p> 第四節 関連事業者（第九条）</p> <p>第三章 売買取引、決済の方法等</p> <p> 第一節 卸売市場の業務の方法（第十条―第十二条）</p> <p> 第二節 取引参加者の遵守事項等（第十三条―第二十七条）</p> <p> （削る）</p> <p>第四章 市場施設の使用及び公開</p> <p> 第一節 市場施設の使用（第二十八条―第四十七条）</p> <p> 第二節 市場施設の公開（第四十八条）</p> <p> （削る）</p>	<p>目次</p> <p>第二章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第三章 市場関係事業者</p> <p> 第二節 卸売業者（第四条―第十一条の二）</p> <p> 第二節 仲卸業者（第十二条―第二十一条）</p> <p> 第三節 売買参加者（第二十二條―第二十三条）</p> <p> 第四節 関連事業者（第二十四条―第二十八条）</p> <p>第三章 売買取引及び決済の方法（第二十九条―第六十七条）</p> <p> （新設）</p> <p> （新設）</p> <p>第四章 卸売の業務に係る品質管理（第六十七条の二）</p> <p>第五章 市場施設の使用及び公開</p> <p> 第一節 市場施設の使用（第六十八条―第八十一条）</p> <p> 第二節 市場施設の公開（第八十二条）</p> <p>第六章 監督及び公開による聴聞手続（第八十二条の二―第八十五条）</p>

第五章 市場別取引業務運営協議会(第四十九条―第五十七条)

第六章 雑則(第五十八条―第六十二条)

附則

第二章 総則

第一条から第二条の二まで (現行のとおり)

(前略)

第七章 市場別取引業務運営協議会(第八十六条―第九十二条)

の三)

第八章 雑則(第九十三条―第九十七条)

附則

第二章 総則

第一条から第三条の二まで (略)

(市場の面積)

第三条の三 市場の面積は、次のとおりとする。

名称	面積(平方メートル)
東京都中央卸売市場 豊島市場(以下「豊島市場」といふ。)	二万三千三百三十四
東京都中央卸売市場 淀橋市場(以下「淀橋市場」といふ。)	二万三千五百八十三
東京都中央卸売市場 足立市場(以下「足立市場」といふ。)	四万二千六百七十五

東京都中央卸売市場 食肉市場（以下「食肉市場」という。）	六万四千百八
東京都中央卸売市場 板橋市場（以下「板橋市場」という。）	六万二千二百三十一
東京都中央卸売市場 世田谷市場（以下「世田谷市場」という。）	四万二千四百八十二
東京都中央卸売市場 北足立市場（以下「北足立市場」という。）	六万二千七十六
東京都中央卸売市場 多摩ニュータウン市場 （以下「多摩ニュータウン市場」という。）	五万七千五百十三
東京都中央卸売市場 葛西市場（以下「葛西市場」という。）	七万四千五百十五

(休業の届出)

第三条 条例第五条第三項の規定による届出は、別記第一号様式による休業届出書によつてしなければならない。

第二章 市場関係事業者

第一節 卸売業者

(名称変更等の届出)

第四条 条例第八条第一項の規定による届出は、その理由を付記し、かつ、同項第三号から第五号までに係るものについては届出事項に係る内容を証明する書類を添えてしなければならない。

といたう。)	
東京都中央卸売市場 大田市場 (以下「大田市場」といたう。)	三十八万六千四百二十六
東京都中央卸売市場 豊洲市場 (以下「豊洲市場」といたう。)	三十五万四千九百五十三

(取扱品目に係るその他の食料品)

第三条 条例第五条第一項に規定する規則で定めるその他の食料品は、別表第一から第三に掲げるとおりとする。

第二章 市場関係事業者

第一節 卸売業者

(保証金の額)

第四条 条例第十一条第一項に規定する規則で定める卸売業者の預託すべき保証金の額は、次の表に掲げるとおりとする。

取扱品目の部 類	前三年(暦年)の 平均卸売金額	当該会計年度中の 保証金額
水産物部	五十億円未満	三百五十万円

五十億円以上五百億 円未満	五百万円
百億円以上二百億 円未満	六百万円
二百億円以上三百 億円未満	八百万円
三百億円以上四百 億円未満	千万円
四百億円以上五百 億円未満	千二百万円
五百億円以上六百 億円未満	千四百万円
六百億円以上七百 億円未満	千六百万円
七百億円以上八百 億円未満	千八百万円
八百億円以上九百 億円未満	二千万円

青果部（つげ物 部及び鳥卵 部を含む。）	九百億円以上二千 億円未満	一千二百万円
	一千億円以上	一千四百万円
	十億円未満	百二十万円
	十億円以上二十億 円未満	二百万円
	二十億円以上五十 億円未満	三百五十万円
	五十億円以上百億 円未満	五百万円
	百億円以上二百億 円未満	六百万円
	二百億円以上三百 億円未満	八百万円
	三百億円以上四百 億円未満	千万円
	四百億円以上五百 億円未満	千二百万円

食 肉 部	五百億円以上六百億円未満	千四百万円
	六百億円以上	千六百万円
	二百億円未満	六百万円
	二百億円以上三百億円未満	八百万円
花 き 部	三百億円以上四百億円未満	千万円
	四百億円以上	千二百万円
	十億円未満	百二十万円
	十億円以上二十億円未満	二百万円
	二十億円以上五十億円未満	三百五十万円
	五十億円以上百億円未満	五百万円
百億円以上二百億円未満	六百万円	

(削る)

二百億円以上三百億円未満	八万円
三百億円以上四百億円未満	十万円
四百億円以上	十二万円

(保証金に代用できる有価証券)

第五条 条例第十一条第二項に規定する規則で定める有価証券は、次のとおりとする。

- 一 国債証券
- 二 地方債証券
- 三 卸売市場法施行規則(昭和四十六年農林省令第五十二号。以下「省令」という。)第十五条各号に掲げる有価証券

2 前項の有価証券の価格は、次のとおりとする。

- 一 国債証券、地方債証券又は前項第三号に掲げる有価証券のうち政府がその債務について保証契約をした債券については、その額面金額に相当する額
- 二 省令第十五条第一号、第二号及び第五号に掲げる有価証券(前号に掲げる債券を除く。)については、その額面金額の百分の九十に相当する額

(削る)

(削る)

三 省令第十五条第三号、第四号及び第六号に掲げる有価証券に
ついては、時価の百分の八十に相当する額

31 第一項の有価証券は、差し替えることができない。ただし、知
事が必要と認めるときは、この限りでない。

(純資産額の報告等)

第六条 卸売業者が卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号。
以下「法」という。）第二十条第一項及び第二項並びに第二十四
条の規定により農林水産大臣に提出する書類等については、す
べてその写しを知事に提出しなければならない。

2 卸売業者が省令第九条の規定により農林水産大臣に提出する
書類等については、すべてその写しを知事に提出しなければな
らない。

(商号等の届出)

第七条 卸売業者は、商号又は記号を使用するときは、知事に届
け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様
とする。

2 前項の商号又は記号は、当該市場における他の卸売業者の使
用するものと同し又は類似のものであってはならない。

(卸売業者の届出)

(削る)

(削る)

- 第八条 次の各号のいずれかに該当するときは、卸売業者又はその清算人は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 一 卸売業者が解散したとき。
 - 二 卸売業者が破産手続開始の決定を受けたとき。
 - 三 卸売業者が法第十七条第一項第一号又は第二号のいずれかに規定する者に該当することとなつたとき。
 - 四 卸売業者の業務を執行する役員のうち法第十七条第一項第四号イ又はロに規定する者に該当する者があることとなつたとき。
 - 五 卸売業者又はその業務を執行する役員がその業務若しくは職務に関して訴訟の当事者となつたとき、又はその判決があつたとき。
 - 六 せり人が条例第十五条第四項第一号から第三号までのいずれかに規定する者に該当することとなつたとき。

(残高試算表の提出)

第九条 卸売業者は、毎月十日までに前月分の残高試算表を知事に提出しなければならない。

(せり人の登録の申請)

(削る)

(削る)

(削る)

第十条 条例第二十条に規定する規則で定める記章は、別記第一号様式の三によるものとする。

(記章)

第九條の三 条例第十七条第一項の登録の更新を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の二によるせり人登録更新申請書に、せり人の写真を添えて提出しなければならない。

一 申請者の名称

二 登録の更新を受けようとするせり人の氏名、生年月日及び住所並びに登録又は更新年月日及び登録番号

第九條の三 条例第十七条第一項の登録の更新を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式の二によるせり人登録更新申請書に、せり人の写真を添えて提出しなければならない。

一 申請者の名称

二 登録の更新を受けようとするせり人の氏名、生年月日及び住所並びに登録又は更新年月日及び登録番号

(せり人の登録の更新申請)

第九條の二 条例第十五条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記第一号様式によるせり人登録申請書に、登録を受けようとするせり人の別記第二号様式の三による履歴書及び写真を添えて提出しなければならない。

一 申請者の名称

二 登録を受けようとするせり人の氏名、生年月日及び住所

三 登録を受けようとするせり人がせりを行う市場及び取扱品目の部類

(削る)

(削る)

第二節 仲卸業者

(削る)

21 ~~せり人は、せり売の業務に従事するときは、氏名を買受人に明示しなければならない。~~

~~(販売担当者の届出)~~

~~第十一条 条例第二十一条の規定による届出は、別記第二号様式によるせり売以外の方法による販売担当者届出書に、販売に従事する者の別記第二号様式の三による履歴書及び写真を添えてしなければならない。~~

21 ~~販売担当者は、せり売以外の方法で販売する業務に従事するときは、氏名を買受人に明示しなければならない。~~

~~(卸売の代行の承認申請書)~~

~~第十一条の二 条例第二十二條第一項の承認を受けようとする卸売業者は、別記第二号様式の二による卸売の代行の承認申請書に、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。~~

~~一 履歴書（別記第二号様式の三）~~

~~二 住民票の写し~~

~~三 写真~~

第二節 仲卸業者

~~(仲卸業務の許可申請書及び添付書類)~~

~~第十二条 条例第二十四條第一項の許可を受けようとする者は、~~

次に掲げる事項を記載した別記第三号様式による仲卸業務許可申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 法人である場合にあつては資本金又は出資の額及び役員
の氏名

三 許可を受けて仲卸しの業務を行おうとする市場及び取扱
品の部類

2 前項の仲卸業務許可申請書には、次に掲げる書類を添付しな
なければならない。

一 申請者が個人である場合

ア 履歴書（別記第三号様式の三）

イ 資産調書（別記第五号様式）

ウ 住民票の写し

エ 区市町村長の発行する身分証明書

オ 印鑑証明書

カ 当該事業開始の日以後二年間における事業計画書（別記
第六号様式）

キ 申請者が条例第二十四条第四項第二号、第三号、第六号
及び第八号から第十号までに掲げる者に該当しないことを

誓約する書面（別記第七号様式）

ク 申請者の写真

二 申請者が法人である場合

ア 定款

イ 登記事項証明書

ウ 貸借対照表

エ 損益計算書

オ 当該事業年度開始の日以後二年間における事業計画書（別記第六号様式）

カ 株主若しくは出資者又は組員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面（別記第八号様式）

キ 役員名簿（別記第九号様式）

ク 業務を執行する役員につき区市町村長が発行する身分証明書並びに代表者の履歴書（別記第二号様式の三）、写真及び印鑑証明書

ケ 業務を執行する役員が条例第二十四条第四項第二号、第三号、第六号及び第八号から第十号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面（別記第七号様式）

コ 当該法人のため常時売買に参加する者の履歴書（別記第

(削る)

(削る)

(削る)

~~二号様式の三) 及び写真~~

~~(売買参加章等の交付)~~

~~第十三条 知事は、仲卸業者が条例第二十六条第一項の保証金を預託したときは、売買参加章を交付する。~~

~~2 知事は、前項に規定するほか、仲卸業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、売買参加補助章を交付することができる。~~

~~3 仲卸業者は、卸売業者が行なう卸売に参加するときは、前二項の売買参加章又は売買参加補助章を着用しなければならない。~~

~~(保証金の額)~~

~~第十三条の二 条例第二十七条第一項に規定する規則で定める仲卸業者の預託すべき保証金の額は、別表第七に掲げる面積又は体積による使用料月額に応じて定める保証金額と別表第八に掲げる販売金額に応じて定める保証金額との合計額とする。~~

~~(事業の譲渡) 及び譲受け又は合併若しくは分割の認可申請書並びに添付書類)~~

~~第十四条 条例第二十九条第一項の規定による認可を受けようとする者は、別記第十号様式による仲卸業者の事業の譲渡し及び~~

(削る)

~~譲受け認可申請書によつて申請しなければならない。~~

2 | ~~条例第二十九条第二項の規定による認可を受けようとする者は、別記第十一号様式による仲卸業者の事業の合併認可申請書又は別記第十一号様式の二による仲卸業者の事業の分割認可申請書によつて申請しなければならない。~~

3 | ~~前二項の規定による認可申請書の添附書類については、第十二条第二項の規定を適用する。この場合において、第二項に係るものについては、第十二条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と、前項に係るものについては「次に掲げる書類」とあるのは「第二号に掲げる書類及び合併に係る契約書の写し」又は「第二号に掲げる書類及び分割に係る計画書又は契約書の写し」と読み替えるものとする。~~

~~(相続の認可申請書及び添附書類)~~

第十五条 | ~~条例第三十条第二項の規定による認可を受けようとする者は、別記第十二号様式による仲卸業務相続認可申請書によつて申請しなければならない。~~

2 | ~~前項の規定による認可申請書の添附書類については、第十二条第二項の規定を適用する。この場合において、第十二条第二~~

(削る)

(名称変更等の届出)

第五条 条例第十一条第一項の規定による届出は、その理由を付記し、かつ、同項第三号から第五号までに係るものについては届出事項に係る内容を証明する書類を添えて、同項第六号に係るものについては常時売買に参加しようとする者の別記第一号様式による履歴書及び写真を添えてしなければならない。

2 条例第十一条第二項の規定による届出は、別記第三号様式による仲卸業者死亡(解散)届出書又は別記第四号様式による仲卸業者破産手続開始の決定届出書に、その事実を証明する書類を添えてしなければならない。

(削る)

項各号列記以外の部分中「次に掲げる書類」とあるのは次に掲げる書類並びに申請者と被相続人との続柄を証する書面及び当該仲卸しの業務を申請者が引き続き営むことに対する申請者以外の相続人の同意書の写し」と読み替えるものとする。

第十六条及び第十七条 削除

(名称変更等の届出)

第十八条 条例第三十二条第一項の規定による届出は、その理由を附記し、かつ、同項第三号から第五号までに係るものについては届出事項に係る内容を証明する書類を添えて、同項第六号に係るものについては常時売買に参加しようとする者の別記第一号様式の三による履歴書及び写真を添えてしなければならない。

(新設)

(仲卸業者の死亡等による届出)

第十九条 条例第三十二条第二項の規定による届出は、別記第十五号様式による仲卸業者死亡(解散)届出書又は別記第十五号

(削る)

(削る)

第三節 売買参加者

(売買参加者の承認申請書及び添付書類)

第六条 条例第十二条第一項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記第五号様式による売買参加者承認申請書を提出しなければならない。

一 及び二 (現行のとおり)

三 承認を受けて卸売業者から卸売を受けようとする市場及び取扱品目

2 (現行のとおり)

様式の二による仲卸業者破産手続開始の決定届出書に、その事実を証明する書類を添えてしなければならない。

(事業報告書の作成)

第二十条 条例第三十三条に規定する事業報告書は、別記第十六号様式及びそれに掲げる添付書類をもつて作成しなければならない。

(準用規定)

第二十一条 第五条、第七条(記号の使用に限る。)及び第八条(第一号、第二号及び第六号を除く。)の規定は、仲卸業者について準用する。

第三節 売買参加者

(売買参加者の承認申請書及び添付書類)

第二十二条 条例第二十四条第一項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記第十七号様式による売買参加者承認申請書を提出しなければならない。

一 及び二 (略)

三 承認を受けて卸売業者から卸売を受けようとする市場及び取扱品目の部類

2 (略)

- 一 (現行のとおり)
- ア 履歴書 (別記第三号様式)
- イ 資産調書 (別記第六号様式)
- ウ からオまで (現行のとおり)
- カ 当該事業開始の日以後二年間における事業計画書 (別記第七号様式)
- キ 申請者が条例第十二条第四項第三号から第五号までに掲げる者に該当していることを誓約する書面 (別記第八号様式)
- ク (現行のとおり)
- 二 (現行のとおり)
- ア からエまで (現行のとおり)
- オ 当該事業年度開始の日以後二年間における事業計画書 (別記第七号様式)
- カ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面 (別記第九号様式)
- キ 役員名簿 (別記第十号様式)
- ク (現行のとおり)
- ケ 当該法人のため常時売買に参加する者の履歴書 (別記第

- 一 (略)
- ア 履歴書 (別記第三号様式の三)
- イ 資産調書 (別記第五号様式)
- ウ からオまで (略)
- カ 当該事業開始の日以後二年間における事業計画書 (別記第六号様式)
- キ 申請者が条例第三十四条第四項第一号及び第三号から第六号までに掲げる者に該当していることを誓約する書面 (別記第十八号様式)
- ク (略)
- 二 (略)
- ア からエまで (略)
- オ 当該事業年度開始の日以後二年間における事業計画書 (別記第六号様式)
- カ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面 (別記第八号様式)
- キ 役員名簿 (別記第九号様式)
- ク (略)
- ケ 当該法人のため常時売買に参加する者の履歴書 (別記第

二号様式) 及び写真

コ 業務を執行する役員が条例第十二条第四項第三号から第五号までに掲げる者に該当していることを誓約する書面 (別記第八号様式)

3 (現行のとおり)

(承認の有効期間の更新)

第七条 条例第十三条の規定による更新を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記第十一号様式による売買参加者承認更新申請書によつて申請しなければならない。この場合において、申請者が売買参加者で構成する団体に所属しているときは、当該団体の代表者が、一括して当該団体に所属する売買参加者の登録の更新について申請することができる。

一 及び二 (現行のとおり)

三 更新を受けて引き続き卸売に参加しようとする市場及び取扱品目

2 (現行のとおり)

(準用規定)

第八条 第五条 (破産手続開始の決定の届出を除く。) の規定は、

二号様式の三) 及び写真

コ 業務を執行する役員が条例第二十四条第四項第一号及び第三号から第六号までに掲げる者に該当していることを誓約する書面 (別記第十八号様式)

3 (略)

(承認の有効期間の更新)

第二十二條の二 条例第三十四条の二の規定による更新を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記第十八号様式の二による売買参加者承認更新申請書によつて申請しなければならない。この場合において、申請者が売買参加者で構成する団体に所属しているときは、当該団体の代表者が、一括して当該団体に所属する売買参加者の承認の更新について申請することができる。

一 及び二 (略)

三 更新を受けて引き続き卸売に参加しようとする市場及び取扱品目の部類

2 (略)

(準用規定)

第二十三條 第七条 (記号の使用に限る。)、第十三条 (保証金の

売買参加者について準用する。

第四節 関連事業者

(削る)

預託を除く。)、第十八条及び第十九条(破産手続開始の決定の届出を除く。)の規定は、売買参加者について準用する。

第四節 関連事業者

(流通補完業務、物販・飲食業務及び加工・サービス業務の種類

とその数)

第二十四条 条例第三十七条に規定する流通補完業務、物販・飲

食業務及び加工・サービス業務の種類及び数の最高限度は、市

場ごとに次のとおりとする。

豊島市場

一 流通補完業務 零

二 物販・飲食業務 八

用品販売業

関連食料品等販売業

その他販売業

飲食業

三 加工・サービス業務 二

サービス提供業 二

淀橋市場

一 流通補完業務 零

食肉市場

三 加工・サービス業務
サービス提供業

飲食業

その他販売業

関連食料品等販売業

用品販売業

二 物販・飲食業務

運送業

買荷保管業

一 流通補完業務

足立市場

サービス提供業

三 加工・サービス業務

飲食業

その他販売業

関連食料品等販売業

用品販売業

二 物販・飲食業務

四

一

十九

六

三十三

三

一

四

三

三

三

一

一

二

七

一 流通補完業務

二 物販・飲食業務

用品販売業

飲食業

三 加工・サービス業務

取扱物品加工業

サービス提供業

板橋市場

一 流通補完業務

運送業

二 物販・飲食業務

用品販売業

関連食料品等販売業

飲食業

三 加工・サービス業務

サービス提供業

世田谷市場

一 流通補完業務

二 物販・飲食業務

零

五

三

二

五

三

二

一

一

一

十二

四

五

三

二

二

零

十

零

葛西市場	
一 流通補完業務	一
運送業	一
二 物販・飲食業務	十三
用品販売業	六
その他販売業	一
飲食業	六
三 加工・サービス業務	二
サービス提供業	二
大田市場	
一 流通補完業務	十
運送業	十
二 物販・飲食業務	八十六
用品販売業	七
関連食料品等販売業	三十五
その他販売業	一
飲食業	二
三 加工・サービス業務	二
サービス提供業	二
その他販売業	一
飲食業	二

(流通補完業務、物販・飲食業務及び加工・サービス業務の許可)

サービス提供業

七七

取扱物品加工業

七二

三 加工・サービス業

二一九

飲食業

三一九

その他販売業

五

関連食料品等販売業

四十五

用品販売業

三七七

二 物販・飲食業務

百二六

冷蔵庫業

三

運送業

七五

買荷保管業

四

一 流通補完業務

三三三

豊洲市場

サービス提供業

セ

取扱物品加工業

一八

三 加工・サービス業務

二五

飲食業

六

その他販売業

六

(削る)

申請書及び添付書類)

第二十五条 条例第三十八条第一項の許可を受けようとする者

は、次に掲げる事項を記載した別記第十九号様式による流通補完業務、物販・飲食業務及び加工・サービス業務許可申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 法人である場合にあつては資本金又は出資の額及び役員
氏名

三 許可を受けて流通補完業務、物販・飲食業務又は加工・サービス業務を行おうとする市場

四 許可を受けて行おうとする流通補完業務、物販・飲食業務又は加工・サービス業務の種類及びその内容

2 前項の流通補完業務、物販・飲食業務及び加工・サービス業務許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が個人である場合

ア 履歴書（別記第三号様式の三）

イ 資産調書（別記第五号様式）

ウ 住民票の写し

エ 区市町村長の発行する身分証明書

オ 印鑑証明書

カ 当該事業開始の日以後二年間における事業計画書（別記第六号様式）

キ 申請者の写真

ク 申請者が条例第二十八条第四項第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面（別記第十九号様式の二）

二 申請者が法人である場合

ア 定款又は規約

イ 登記事項証明書

ウ 貸借対照表

エ 損益計算書

オ 当該事業年度開始の日以後二年間における事業計画書（別記第六号様式）

カ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面（別記第八号様式）

キ 役員名簿（別記第九号様式）

ク 法人の代表者の印鑑証明書

ケ 法人の代表者の履歴書（別記第三号様式の三）及び写真

(削る)

(削る)

(削る)

第二十七条 条例第四十五条に規定する事業報告書は、別記第一

(事業報告書の作成)

2 前項の届出書の提出は、当該運搬料等により業務を実施しようとする日の二十日前までにしなければならない。

第二十六条 条例第四十四条第二項の規定による届出は、別記第二十号様式による運搬料(保管料、荷扱料)設定届出書又は別記第二十一号様式による運搬料(保管料、荷扱料)変更届出書に、能率的な経営の下における原価を償い、かつ、適正な利潤を含まむものであることを明らかにした書類を添えてしなければならない。

(運搬料等の届出)

第二十五条の二 条例第四十一条第一項に規定する規則で定める関連事業者の預託すべき保証金の額は、別表第七に掲げる面積又は体積による使用料月額に応じて定める保証金額と別表第九に掲げる販売金額に応じて定める保証金額との合計額とする。

(保証金の額)

コ 業務を執行する役員が、条例第二十八条第四項第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面(別記第十九号様式の二)

(準用規定)

第九条 第五条第一項（常時売買に参加する者の変更の届出を除く。）及び第二項（破産手続開始の決定の届出を除く。）の規定は、関連事業者について準用する。

第三章 売買取引、決済の方法等

第一節 卸売市場の業務の方法

(卸売の数量、価格等の公表)

第十条 条例第二十条の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一 その日（知事が別に定める時刻から翌日の当該時刻までの期間をいう。以下同じ。）の主要な品目の卸売予定数量

二 その日の主要な品目の卸売の数量及び価格

2) 前項第一号及び第二号に掲げる事項の公表は、同項に定めるところによるほか、次に定めるところにより行うものとする。

一 前項第一号に掲げる事項にあつては、主要な産地並びに前日の主要な品目の卸売の数量及び価格を併せて公表すること。

十二号様式及びそれに掲げる添付書類をもつて作成しなければならない。

(準用規定)

第二十八条 第五条、第十八条（常時売買に参加する者の変更の届出を除く。）及び第十九条（破産手続開始の決定の届出を除く。）の規定は、関連事業者について準用する。

第三章 売買取引及び決済の方法

(新設)

(新設)

二 前項第二号に掲げる事項にあつては、売買取引の方法ごとに、価格を高値（最も高い価格をいう。以下同じ）、中値（最も卸売の数量が多い価格をいう。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、加重平均価格をいう。以下同じ）及び安値（中値未満の価格のうち、最も卸売の数量が多い価格をいう。ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目については、最も低い価格をいう。以下同じ）に区分して行うこと。

（売買取引の方法）

第十一条 条例第二十一条第一項に規定する規則で定める売買取引の方法は、せり売若しくは入札又は相対取引とする。

21 知事は、市場ごとにせり売又は入札の方法により売買取引を行う物品の種類及び数量又は割合を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ条例第七十四条第三項に規定する取扱品目別取引委員会の意見を聴かなければならない。

31 知事は、前項の規定により定めた物品の種類及び数量又は割合について、市場関係者に周知しなければならない。

（決済の方法）

第十二条 条例第二十二條に規定する規則で定める決済の方法は

（新設）

（新設）

次のとおりとする。

- 一 取引参加者は、市場における売買取引の決済を早期に行うよう努めなければならない。
- 二 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、受託契約約款等で定めた支払期日までに受託物品の卸売金額から委託手数料及び卸売に係る費用のうち委託者の負担となるべき費用を控除した金額を支払わなければならない。
- 三 卸売業者は、出荷者から物品を買い受けたときは、当該出荷者と締結した契約等で定めた支払期日までに代金を支払わなければならない。
- 四 卸売業者から卸売を受けた者は、当該卸売業者と締結した契約等で定めた支払期日までに代金を支払わなければならない。
- 五 仲卸業者は、仲卸の業務を行う市場の卸売業者以外の者から物品を買い受けたときは、その者と締結した契約等で定めた支払期日までに代金を支払わなければならない。
- 六 仲卸業者から販売を受けた者は、当該仲卸業者と締結した契約等で定めた支払期日までに代金を支払わなければならない。

七 市場における売買取引の支払方法は、現金、送金その他知事が別に定める方法によるものとする。

第三節 取引参加者の遵守事項等

(卸売業者による売買取引の条件の公表)

第十三条 条例第二十六条の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

一 営業日及び営業時間

二 取扱品目

三 生鮮食料品等の引渡しの方法

四 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

五 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法（条例第二十二条の規定による決済の方法に則したものに限り。）

六 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭（以下「奨励金等」という。）がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

(新設)

(新設)

(受託拒否の正当な理由)

第十四条 条例第二十七条に規定する正当な理由がある場合は、

次のとおりとする。

- 一 販売の委託の申込みがあつた生鮮食料品等が食品衛生上有害である場合
- 二 販売の委託の申込みがあつた生鮮食料品等が当該卸売市場において過去に全て残品となり販売に至らなかつた生鮮食料品等と品質が同程度であると知事が認める場合
- 三 卸売場、倉庫その他の卸売業者が当該卸売市場における販売の業務のために使用する施設の受入能力を超える場合
- 四 販売の委託の申込みがあつた生鮮食料品等に関し、法令に違反し、若しくは公益に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令があつた場合
- 五 販売の委託の申込みが条例第二十六条の規定により卸売業者が公表した売買取引の条件に基づかない場合
- 六 販売の委託の申込みが当該卸売市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合
- 七 販売の委託の申込みが次に掲げる者から行われたものである場合

(新設)

- ア ~~暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）~~
- イ ~~暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者~~
- ウ ~~暴力団員等がその事業活動を支配する者~~

~~（事業報告書の作成等）~~

~~第十五条 条例第二十九条第一項に規定する事業報告書は、卸売市場法施行規則（昭和四十六年農林省令第五十二号）別記様式第二号により作成しなければならない。~~

~~21 条例第二十九条第二項に規定する閲覧は、インターネットの利用、事務所における備置きその他適切な方法によりさせなければならない。~~

~~31 条例第二十九条第二項に規定する財務に関する情報は、貸借対照表及び損益計算書とする。~~

~~41 条例第二十九条第二項に規定する正当な理由がある場合は、次のとおりとする。~~

~~一 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をす~~

（新設）

る見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合

- 一 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされた
と認められる場合
- 二 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

5) 条例第二十九条第三項に規定する残高試算表は、別記第十二号様式により、毎月十日までに前月分を知事に提出しなければならない。

(卸売業者による売買取引の結果等の公表)

第十六条 条例第三十条の規定による公表は、当該卸売業者の取扱品目に属する生鮮食料品等に関する次に掲げる事項について、それぞれ知事が定める時まで、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

- 一 その日の主要な品目の卸売予定数量
- 二 その日の主要な品目の卸売の数量及び価格
- 三 その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額、奨励金等がある場合にあつては、その月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（条例第二十六条の規定によりその条件を公表した

(新設)

委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。)

2) 前項第一号及び第二号に掲げる事項の公表は、同項に定めるところによるほか、次に定めるところにより行わなければならない。

一 前項第一号に掲げる事項にあつては、主要な産地と併せて公表すること。

二 前項第二号に掲げる事項にあつては、価格を高値、中値及び安値に区分して行うこと。

三 前項第一号及び第二号に掲げる事項にあつては、次に掲げる区分ごとに行うこと。

ア せり売又は入札の方法による卸売（ウ又はエに掲げるものを除く。）

イ 相対による取引の方法による卸売（ウ又はエに掲げるものを除く。）

ウ 卸売業者が仲卸業者及び売買参加者以外の買受人に対し生鮮食料品等の卸売をする場合にあつては、当該買受人に対する卸売

エ 卸売業者が卸売市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をする場合にあつては、当該生鮮食料品等の

卸売

- 3) 第一項に掲げる事項の公表の時期は、次に定めるところにより行わなければならない。
- 一 第一項第一号に掲げる事項にあつては、知事が別に定める時間までに公表すること。
 - 二 第一項第二号に掲げる事項にあつては、卸売の販売終了後速やかに公表すること。
 - 三 第一項第三号に掲げる事項にあつては、毎月十日までに前月分の当該事項を公表すること。

(仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売の報告)

第十七条 条例第三十一条第一項の規定による報告は、毎月十日までに前月中に卸売をした物品について、別記第十三号様式による仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売結果報告書によつてしなければならない。

(市場外にある生鮮食料品等の卸売の報告等)

第十八条 条例第三十二条第一項の規定による報告は、毎月十日までに前月中に卸売をした物品について別記第十四号様式による卸売市場外にある生鮮食料品等の卸売結果報告書によつてしなければならない。

(新設)

(新設)

21 条例第三十二条第三項の規定による指定の申出は、次に掲げる事項を記載した別記第十五号様式による市場外保管場所の指定申出書に、その場所の位置並びにその場所に係る施設の種類、規模及び構造を記載した書面、指定の必要性を記載した書面並びにその場所の位置を記入した図面を添えて、知事に申出をしなければならない。

一 申出者の名称

二 その場所の所在地及びその場所にある施設の名称

三 その場所の使用面積又は収容能力

四 その場所に置く生鮮食料品等の種類

(市場外保管場所の指定解除届出書)

第十九条 条例第三十二条第三項の規定による届出は、別記第十六号様式による市場外保管場所の指定解除届出書によつてしなければならない。

(卸売業者による売買取引の結果等の報告)

第二十条 条例第三十二条の規定による報告は、次に掲げる事項について行わなければならない。

一 その日の主要な品目の卸売予定数量

二 その日の主要な品目の卸売の数量及び価格

(新設)

(新設)

三 月ごとの卸売をした物品の品名、数量及び卸売価格

四 年ごとの仲卸業者及び売買参加者に対する卸売の買受人ごとの数量及び金額

五 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金等がある場合には、月ごとにその種類、内容及びその額

2 前項第一号及び第二号に掲げる事項の報告は、同項に定めるところによるほか、次に定めるところにより行わなければならない。

一 前項第一号に掲げる事項にあつては、主要な産地と併せて報告すること。

二 前項第二号に掲げる事項にあつては、売買取引の方法ごとに、価格を高値、中値及び安値に区分して行うこと。

三 前項第一号及び第二号に掲げる事項にあつては、次に掲げる区分ごとに行うこと。

ア せり売又は入札の方法による卸売（ウ又はエに掲げるものを除く。）

イ 相対の方法による卸売（ウ又はエに掲げるものを除く。）

ウ

ウ 卸売業者が仲卸業者及び売買参加者以外の買受人に対し

生鮮食料品等の卸売をする場合にあつては、当該買受人に
対する卸売

エ 卸売業者が卸売市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食
料品等の卸売をする場合にあつては、当該生鮮食料品等の
卸売

3 第一項に掲げる事項の報告の時期及び様式は、次に定めると
ころにより行わなければならない。

一 第一項第一号に掲げる事項にあつては、知事の指定する時
刻までに別記第十七号様式又は第十八号様式による卸売予定
数量等報告書によつてしなければならない。

二 第一項第二号に掲げる事項にあつては、その物品の販売終
了後直ちに別記第十九号様式、第二十号様式又は第二十一号
様式による販売結果報告書によつてしなければならない。

三 第一項第三号に掲げる事項にあつては、毎月十日までに前
月分を別記第二十二号様式又は第二十三号様式による売上高
月計表によつてしなければならない。

四 前号の報告において、例年の同期間における入荷数量及び
価格と比較して著しい変更を生じた物品については、その理
由を付記しなければならない。

五 第一項第四号に掲げる事項にあつては、毎年二月末日までに前年分を報告しなければならない。

六 第一項第五号に掲げる事項にあつては、毎月十日までに前月分を別記第二十四号様式、第二十五号様式若しくは第二十六号様式による出荷奨励金交付実績報告書又は別記第二十七号様式、第二十八号様式若しくは第二十九号様式による完納奨励金交付実績報告書によつてしなければならない。

(卸売の記録の提出)

第二十一条 条例第三十四条第一項の規定により記録しなければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 卸売をした物品の品名、性別（食肉に限る）、産地、出荷者、等級、数量、単価（せり売若しくは入札又は相対取引による販売価格の単価とする。）及び買受人
- 二 その他知事が別に定める事項

(せり人の届出)

第二十二条 条例第三十五条第一項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記第二十号様式によるせり人届出書に、別記第二号様式によるせり人の履歴書及び写真を添えて提出しなければならない。

(新設)

(新設)

一 申請者の名称

二 せり人の氏名 生年月日及び住所

三 せり人がせりを行う市場及び取扱品目

(記章等)

第二十三条 条例第三十五条第四項に規定する規則で定める記章は、別記第三十一号様式によるものとする。

(新設)

21 せり人は、せり売の業務に従事するときは、氏名を買受人に明示しなければならない。

(せり人の廃止の届出)

第二十四条 条例第三十五条第五項の届出は、別記第三十二号様式によるせり人廃止届出書によつてしなければならない。

(新設)

(卸売業者以外の者からの買入れ物品販売実績報告書)

第二十五条 条例第三十六条の規定による報告は、毎月十日までに前月中に販売した物品について、別記第三十三号様式又は第三十四号様式による買入れ物品販売実績報告書によつてしなければならない。

(新設)

(仲卸業者の事業報告書の作成)

第二十六条 条例第三十七条に規定する事業報告書は、別記第三十五号様式及び当該様式に掲げる添付書類をもつて作成しなけ

(新設)

れはならない。

(関連事業者の事業報告書の作成)

第二十七条 条例第四十条に規定する事業報告書は、別記第二十

六号様式及び当該様式に掲げる添付書類をもつて作成しなければ
ならない。

(削る)

(削る)

(削る)

(新設)

(現品、見本の提示)

第二十九条 卸売業者が市場において行なう卸売は、現品又は見

本をもつてしなければならない。ただし、これと異なる取引慣
習があるときは、銘柄によることができる。

(食肉部の特例)

第三十条 食肉部の卸売業者は、牛及び豚の枝肉については、知

事の指定する格付機関の格付けを受けたものでなければ、卸売
をしてはならない。

(物品の配列)

第三十一条 卸売業者は、せり売又は入札の方法により卸売をす

る場合には、その販売開始時刻前に仲卸業者及び売買参加者が
当該物品の下見ができるよう当該物品を卸売場に配列しなけれ
ばならない。

(せり売)

(削る)

(削る)

第三十二条 せり売は、せり売をしようとする物品について、品
種、産地、性別（食肉部に限る）、出荷者、等級、数量その他
必要な事項を呼び上げ、又は表示した後、開始しなければならない。
ない。

2 せり落しは、せり人が最高申込価格を三回呼び上げたときに
決定し、その申込者をせり落し人とする。ただし、呼上回数
は、適当に減することができる。

3 せり人は、最高価格の申込者が二人以上あるときは、抽せん
その他適当な方法によつてせり落し人を決定しなければならない。
い。

4 せり人は、せり落しが決定したときは、直ちにその価格及び
氏名、商号又は記号を呼び上げなければならない。

(入札)

第三十三条 入札は、入札をしようとする物品について、品
種、産地、性別（食肉部に限る）、出荷者、等級及び数量その他必
要な事項を表示し、又は呼び上げた後、入札者に対し、一定の
入札書に氏名、入札金額その他指定事項を記載させて行なわ
なければならない。

2 開札は、入札終了後直ちに行なわなければならない。

(削る)

(削る)

3| ~~最高価格の入札者を落札者とする。~~

4| ~~前条第三項及び第四項の規定は、入札について準用する。~~

(入札の無効)

第三十四条 ~~次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。~~

一 ~~入札者がだれであるか不明なもの~~

二 ~~入札金額その他指定記載事項が不明なもの~~

三 ~~二通以上の入札書を提出したものの入札で、その後発のもの又はその前後不明なもの~~

四 ~~条例若しくはこの規則又はこれらに基づく指示に違反したもの~~

2| ~~前項の場合には、卸売業者は、開封の際その理由を明示し、入札が無効な旨を告知しなければならない。~~

(せり直し又は再入札)

第三十五条 ~~せり売又は入札に参加した者が、そのせり落し又は落札の決定に異議があるときは、直ちに知事にその旨を申し立てることができる。~~

2| ~~知事は、前項の申立てについて正当な理由があると認めるときは、せり直し又は再入札を命ずることができる。~~

(別に定める物品)

(削る)

(削る)

(削る)

第三十六条 条例第四十七条第一項各号に定める物品は、別表第四に掲げるとおりとする。

(別に定める割合等)

第三十七条 条例第四十七条第一項第二号に規定する知事が品目ごとに別に定める一定の割合は、数量で定めることができる。

(相対取引の承認申請等)

第三十八条 条例第四十七条第二項の規定による承認を受けようとする卸売業者は、その承認に係る相対取引をしようとする月の初日の二日前までに次に掲げる事項を記載した別記第二十四号様式による相対取引承認申請書によつて申請しなければならない。

- 一 申請者の名称
- 二 相対取引により卸売をしようとする物品の品名、産地及び数量
- 三 せり売又は入札によることが不適當である理由

2 条例第四十七条第二項の承認を受けた卸売業者は、その承認に係る取扱物品の卸売をしたときは、毎月十日までに前月中に卸売をした当該物品について、別記第二十四号様式の二による相対取引結果報告書によつて知事に報告しなければならない。

(削る)

(削る)

(指値品届出書等)

第三十九条 条例第五十二条第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した別記第二十五号様式による指値品届出書又は別記第二十六号様式による販売条件付物品届出書によつてしなければならない。ただし、同項ただし書の規定により販売終了後に提出する場合にあつては、委託者からの指値価格が確認できる書類を添付しなければならない。

一 指値品届出書

ア 届出者の名称

イ 受託物品の品名、性別（食肉部に限る）、数量、指値の金額（消費税額及び地方消費税額に相当する額を含まない額とする。）及び出荷者名

二 販売条件付物品届出書

ア 届出者の名称

イ 受託物品の品名、性別（食肉部に限る）、数量、販売条件、販売日時及び出荷者名

(上場順位変更届出書)

第四十条 条例第五十四条第三項後段の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した別記第二十七号様式による上場順位変更

(削る)

(削る)

~~届出書によつてしなければならない。~~

~~一 変更の理由~~

~~二 品名~~

~~三 性別 (食肉部に限る。)~~

~~四 数量~~

~~五 出荷者名~~

~~(食肉部の特例)~~

~~第四十一条 食肉部の卸売業者は、物品を上場するときは、知事が別に定める規格表により仕分けしてしなければならない。~~

~~(許可に係る卸売以外の業務の承認申請)~~

~~第四十一条の二 条例第五十五条第一項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記第二十七号様式の二による卸売業者の開設区域内における業務の承認(変更)申請書によつて申請しなければならない。~~

~~一 申請者の名称~~

~~二 業務の内容~~

~~三 業務を営む理由~~

~~四 業務開始の予定年月日~~

~~五 事業計画~~

(削る)

(削る)

(委託者の指図による物品の搬出確認申請書)

第四十二条 条例第五十七条ただし書の規定による確認の申請は、別記第二十八号様式による委託者の指図による物品の搬出確認申請書によつてしなければならない。

(せり売開始時刻前の卸売の許可申請等)

第四十三条 条例第五十八条第一項第一号、第二号及び第四号の規定による許可を受けようとする卸売業者は、その許可に係る卸売をしようとする月の初日の二日前までに、次に掲げる事項を記載した別記第二十九号様式によるせり売開始時刻前の卸売許可申請書によつて申請しなければならない。

一 申請者の名称

二 せり売開始時刻前に卸売をしようとする物品の品名、産地、数量、卸売の相手方

三 せり売開始時刻前に卸売をしなければならない理由

2 条例第五十八条第一項第三号の規定による許可を受けようとする卸売業者は、その許可に係る卸売をしようとする月の初日の二日前までに、次に掲げる事項を記載した別記第二十九号様式の三による予約相対取引許可(承認)申請書によつて申請しなければならない。

(前)

一 申請者の名称

二 せり売開始時刻前に卸売をしようとする物品の品名等級
産地、数量、卸売の相手方、出荷者及び引渡し場所（条例第
五十八条第二項第三号に規定する場合で、かつ、条例第六十
六条第一項第二号に規定する場所で引渡しをする物品がある
場合に限る。）

3 条例第五十八条第一項ただし書の規定による許可を受けた卸
売業者は、その許可に係る物品の卸売をしたときは、毎月十日
までに前月中に卸売をした当該物品について、別記第二十九号
様式の二によるせり売開始時刻前の卸売結果報告書又は第二十
九号様式の四による予約相対取引販売結果報告書によつて知事
に報告しなければならない。

(予約相対取引の承認申請等)

第四十二条の二 条例第五十九条の二の規定による承認を受けよ
うとする卸売業者は、その承認に係る卸売をしようとする日の
二日前までに、次に掲げる事項を記載した別記第二十九号様式
の三による予約相対取引許可(承認)申請書によつて申請しなけ
ればならない。

一 申請者の名称

(削る)

(削る)

二 予約相対取引をしようとする物品の品名、等級、産地、数量、出荷者、卸売の相手方及び引渡し場所（条例第五十九条の二に規定する場合で、かつ、条例第六十六条第二項第二号に規定する場所で引渡しをする物品がある場合に限る。）

2 条例第五十九条の二の規定による承認を受けた卸売業者は、その承認に係る取扱物品の卸売をしたときは、毎月十日までに前月中に卸売をした当該物品について、別記第二十九号様式の四による予約相対取引販売結果報告書によつて知事に報告しなければならない。

(予約相対取引による卸売の明示)

第四十三条の三 卸売業者は、条例第五十八条第一項第三号の規定による許可を受けた物品及び別表第四に掲げる物品で条例第五十九条の二の規定による承認を受けた物品の卸売をしようとするときは、その販売開始時刻前に当該物品にその旨を表示しなければならない。

(仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売の許可申請等)

第四十四条 条例第六十条第一項ただし書の規定による許可又は承認を受けようとする卸売業者は、その許可又は承認に係る卸売をしようとする月の初日の二日前までに、別記第二十九号様式、

第三十号様式の三又は第三十号様式の四のいずれかによる仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売許可申請書又は仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売承認申請書に次の各号に掲げる申請事項の区分に応じて当該各号に掲げる事項を記載し、同項第三号イの承認を受けようとする場合にあつては他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約書の写しを、同項第三号イの承認を受けようとする場合にあつては農林漁業者等及び食品製造業者等と締結した国内産の農林水産物を利用した新商品の開発に関する契約書の写しを添えて、申請しなければならない。

一 条例第六十条第一項第一号の規定による許可申請事項

ア 申請者の名称

イ 仲卸業者及び売買参加者以外の者へ卸売をしようとする物品の品名、産地、数量、出荷者、卸売の相手方及び代金決済方法

ウ 仲卸業者及び売買参加者以外の者へ卸売をしなければならない理由

二 条例第六十条第一項第三号イの承認又は変更申請事項

- ア 申請者の名称
- イ 連携に関する契約の相手方の市場名及び卸売業者の名称
- ウ 他の市場において卸売の相手方となる者の氏名又は名称
- エ 当該卸売の対象となる物品の品目
- オ 当該卸売の数量の上限
- カ 実施期間
- キ 入荷量が著しく減少した場合の措置
- ク 当該卸売をしなければならない理由

三 条例第六十条第一項第三号イの承認又は変更申請事項

- ア 申請者の名称
- イ 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所
- ウ 販売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所
- エ 承認に係る卸売の対象となる物品の品目
- オ 当該卸売の数量の上限
- カ 実施期間
- キ 国内産農林水産物を利用した新商品の内容
- ク 当該卸売をしなければならない理由

2) 条例第六十条第一項ただし書の規定による許可又は承認を受

けた卸売業者は、その許可又は承認に係る取扱物品の卸売をし

(削る)

(削る)

(削る)

たときは、毎月十日までに前月中に卸売をした当該物品について、別記第三十号様式の一、第三十号様式の五又は第三十号様式の六のいずれかによる仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売結果報告書によつて知事に報告しなければならない。

第四十五条及び第四十六条 削除

(市場外保管場所の指定申出書)

第四十七条 条例第六十六条第二項第一号の規定による指定を受

けようとする卸売業者は、次に掲げる事項を記載した別記第三十二号様式による市場外保管場所の指定申出書に、その場所の位置並びにその場所に係る施設の種類、規模及び構造を記載した書面、指定の必要性を記載した書面並びにその場所の位置を記入した図面を添えて、知事に申出をしなければならない。

- 一 申出者の名称
- 二 その場所の所在地及びその場所にある施設の名称
- 三 その場所の使用面積（収容能力）
- 四 その場所に置く取扱物品の種類

(電子商取引の承認申請等)

第四十七条の一 条例第六十六条第二項第三号の規定による承認

を受けようとする卸売業者は、次に掲げる事項を記載した別記

第三十三号様式の三による電子商取引承認(変更)申請書によつて申請しなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。

- 一 申請者の名称
- 二 承認に係る取引の対象となる物品の品目
- 三 取引方法
- 四 当該取引方法による卸売の数量の上限
- 五 当該取引において卸売業者が提供する取引に係る情報の内容に関する事項
- 六 実施期間
- 七 当該取引に参加する仲卸業者及び売買参加者の氏名又は名称
- 八 知事が当該取引の内容の閲覧を行う際の方法
- 九 市場外にある物品の卸売をしようとする理由

2 条例第六十六条第七項の規定による報告は、毎月十日までに前月中に卸売をした物品の品目、数量、販売日、取引方法、卸売の相手先及び引渡場所を記載した別記第三十三号様式の四による電子商取引による卸売結果報告書によつてしなければならない。

(削る)

(市場外保管場所の指定解除届出書)

第四十七条の三 条例第六十六条第三項の規定による届出は、別記第三十二号様式の二による市場外保管場所の指定解除届出書によつてしなければならない。

(削る)

(受託契約約款承認申請書等)

第四十八条 条例第六十九条第一項の規定による承認を受けようとする卸売業者は、別記第三十四号様式による受託契約約款(変更)承認申請書によつて申請しなければならない。

(削る)

(受託品の検査等)

第四十九条 条例第七十条第二項及び第三項の規定による検査は、検査を申請した者が立ち会い、当該物品の容器及び荷造りの状態、個数、内容、重量、鮮度、品質、原産地の表示等について行う。

2 前項の検査を終了したときは、知事は、別記第三十五号様式から第三十五号様式の六までのいずれかによる受託品検査証明書を交付するものとする。

(削る)

(販売原票)

第五十条 卸売業者は、条例第七十一条第二項の規定による販売原票を作成したときは、その写しを速やかに知事に提出しなけ

(前)

(前)

なければならない。

(売渡票の作成等)

第五十一条 卸売業者は、取扱物品の卸売をしたときは、条例第七十二条第一項の規定による買受人を明らかにする措置として、買受人ごとに売渡票を作成し、買受人が買い受けた物品を引き取る際にその物品と照合の上交付しなければならない。ただし、青果部及び花き部の卸売業者は、当分の間、買受人ごとに割符等を作成して当該物品に添付し、当該物品の引渡しを行うことができる。

(買受物品の引取りを怠った場合)

第五十二条 条例第七十二条第三項に規定する買受物品の引取りを怠ったと認められるときは、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 卸売業者が引渡しの準備を完了し、買受人に引取りを請求したにもかかわらず、買受人が理由なくこれを引き取らないとき。
- 二 買受人の所在が不明で、引取りの請求ができないとき。
- 三 前各号のほか、知事が買受人に不当又は不正な行為があつたと認めるとき。

(削る)

(削る)

(削る)

(引取りのない買受物品その他に関する届出)

第五十三条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、

直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 条例第七十二条第三項の規定により卸売業者が、その物品を保管し、又は他の者に卸売をしたとき。
- 二 買受人が、条例第七十二条第三項の規定による保管の費用若しくは同条第四項の規定による差額（以下「差損金」という。）又は条例第八十五条第一項の規定による買受代金の支払を怠つたとき。

(保管料及び差損金の支払期限)

第五十四条 条例第七十二条第三項の規定による保管の費用は、

その物品を引き取つたときに、同条第四項の規定による差損金は、卸売業者が他の者に卸売をした当日にこれを支払わなければならない。

(当該市場の卸売業者から買い入れることが困難な場合)

第五十五条 条例第七十二条第三項に規定する当該市場の卸売業

者から買い入れることが困難なものを当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合とは、次の各号に掲げる場合とする。

(削る)

一 卸売業者が、通常の取引において、当該市場の仲卸業者の許可に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売をしていない場合

二 卸売業者が通常の取引において行なう卸売が、当該市場の仲卸業者の許可に係る取扱品目の部類に属する物品について、その仲卸業者の需要を十分に満たすことができない場合

三 仲卸業者の許可に係る取扱品目の部類に属する物品について、通常の取引において、当該市場の卸売業者からの買入れでは、当該市場の卸売業者以外の者から買入れる場合より、当該物品を取り扱う仲卸業者にとって著しく不利益となる場合

(卸売業者以外の者からの買入れ許可申請書)

第五十六条 条例第七十二条第二項第一号の許可を受けようとする仲卸業者は、次に掲げる事項を記載した別記第三十九号様式又は第三十九号様式の二による卸売業者以外の者からの買入れ許可申請書によつて申請しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称

二 買入れて販売しようとする物品の品名、数量及び買入れの相手方

三 卸売業者から買い入れることが困難な事情

2 条例第七十二条第二項第三号イの承認を受けようとする卸業者は、次に掲げる事項を記載した別記第三十九号様式の三による卸売業者以外の者からの買入れ承認申請書によつて申請しなければならない。当該申請内容を変更しようとする場合も同様とする。

一 申請者の氏名又は名称

二 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所

三 販売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所

四 当該買入れの対象となる物品の品目

五 当該買入れに係る物品の数量の上限

六 実施期間

七 新たな国内産農林水産物の供給による需要の開拓の内容

八 当該買入れをしなければならない理由

3 条例第七十二条第七項の規定による届出は、毎月十日までに前月中に販売した物品の品名、数量及び金額（消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む額とする。）を記載した別記第四十号様式から第四十号様式の五までのいずれかによる買入れ物品販売届出書によつてしなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

(仲卸業者の開設区域内における販売の承認申請)

第五十六条の二 条例第七十四条第一項の承認を受けようとする

仲卸業者は、次に掲げる事項を記載した別記第四十号様式の六による仲卸業者の開設区域内における販売の承認申請書によって申請しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称
- 二 販売の内容
- 三 販売を行う理由
- 四 販売開始の予定年月日
- 五 事業計画

(仲卸業者の市場外施設設置届出書)

第五十七条 条例第七十四条第五項の規定による届出は、次に掲

げる事項を記載した別記第四十一号様式による仲卸業者の市場外施設設置届出書によつてしなければならない。

- 一 届出者の氏名又は名称
- 二 施設の所在地
- 三 施設の種類及び規模

(卸売予定数量等報告書)

第五十八条 条例第七十七条第一項の規定による報告は、知事の

(削る)

(削る)

(削る)

指定する時刻までに、別記第四十二号様式又は第四十二号様式の二による卸売予定数量等報告書によつてしなければならない。

(販売結果報告書)

第五十九条 条例第七十七条第三項の規定による報告は、その物品の販売終了後直ちに別記第四十四号様式から第四十四号様式の三までのいずれかによる販売結果報告書によつて報告しなければならない。

(売上高月計表)

第六十条 条例第七十七条第三項の規定による報告は、別記第四十五号様式又は第四十五号様式の二による売上高月計表によつてしなければならない。

2 前項の報告に当たつて、例年の同期間における入荷数量及び価格と比較して著しい変動を生じた物品については、その理由を附記しなければならない。

(卸売数量等の公表)

第六十一条 条例第七十九条第二項の規定による公表は、翌日までに、別に定める日報によつて行う。

(売買仕切書)

(削る)

(削る)

第六十二条 条例第八十条第一項の規定による売買仕切書は、知事が別に定める様式によらなければならない。

2 条例第八十条第一項及び第三項に規定する規則で定める率は、飲食料品にあつては百分の八と、飲食料品以外のものにあつては百分の十とする。

(委託手数料の率の届出書等)

第六十三条 条例第八十二条第一項に規定する届出は、別記第四十五号様式の三による委託手数料率届出書に、次に掲げる書類を添えてしなければならない。当該届出内容を変更しようとする場合も同様とする。

- 一 法第二十八条に規定する直近の事業報告書
- 二 届出に係る委託手数料率の適用開始時期以後二年間の事業計画書、予定貸借対照表及び予定損益計算書
- 三 前二号のほか、知事の指定する書類

2 前項の届出後、委託手数料率を変更しないときは、新たな届出を要しない。

3 条例第八十二条第一項に規定する規則で定める率は、百分の十とする。

(委託手数料の率の対象)

(削る)

(削る)

第六十三条の二 条例第八十二条第二項に規定する規則で定める

委託手数料の率の対象は、次の取扱品目とし、当該率の設定は、当該取扱品目ごとに行う。

- 一 生鮮水産物（海そうを含む。）及びその加工品
- 二 野菜（きのこを含む。）及びその加工品（つけ物を除く。）
- 三 果実及びその加工品
- 四 つけ物
- 五 鳥肉及び鳥卵並びにこれらの加工品
- 六 肉類（鳥肉を除く。）
- 七 肉類の加工品
- 八 その他の食料品（前各号に掲げるものを除く。）
- 九 切花その他の切花類及びその加工品
- 十 鉢花その他の鉢物類（苗物を含む。）

2 食肉部の卸売業者が届け出た肉類の委託手数料の率は、枝肉として販売することの委託を受けた場合における原皮、内臓及び副産物の手数料の率について準用する

(委託手数料の率の固定期間)

第六十三条の三 条例第八十二条第三項に規定する規則で定める

期間は、二年とする。

(削る)

(削る)

(削る)

2) 条例第百二条第二項に規定する改善措置命令を受けた場合の
条例第八十二条第三項に規定する規則で定める期間は、当該命
令に基づき卸売業者が委託手数料の率の変更を行った日から一
年とする。

(届出事項の説明等)

第六十三条の四 条例第八十二条第四項に規定する卸売業者から
の説明の聴取方法、時期等については、別に定める。

(非取扱物品の届出)

第六十四条 卸売業者は、自己の取扱品目の部類に属しない物品
を受領したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示
を受けなければならない。

(卸売業者の出荷奨励金交付承認申請書等)

第六十五条 条例第八十四条第一項の規定による承認を受けよう
とする卸売業者は、別記第四十七号様式による卸売業者の出荷奨
励金交付承認申請書によつて、条例第八十七条第二項の規定に
よる承認を受けようとする卸売業者は、別記第四十八号様式によ
る卸売業者定納奨励金交付承認申請書によつて申請しなければ
ならない。

(支払猶予の特約承認申請書)

(削る)

第六十六条 条例第八十五条第一項ただし書の規定による承認を

受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記第四十九号様式による支払猶予の特約承認申請書に、支払猶予の特約書を添えて提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称
- 二 特約の相手方の氏名又は名称及び住所
- 三 支払場所、支払期日、支払方法及びその保証方法等に関する特約の内容

2) 前項第三号に規定するその保証方法に関する特約の内容には、次の各号のいずれかに掲げる保証がなければならない。

- 一 現金又は卸売業者若しくは仲卸業者が承認した有価証券の差入れによる支払の保証
- 二 不動産に係る抵当権（根抵当を含む。）の設定
- 三 連帯保証人による支払の保証
- 四 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）及び消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第百号）に基づき設立された組合の組合員である場合は、その組合の保証
- 五 支払保証団体として知事が認めた団体の構成員である場合は、その団体の保証

(削る)

(削る)

六 銀行の保証

七 買受代金を清算する団体として知事が認めた団体の保証

(卸売代金の変更)

第六十七条 条例第八十六条ただし書に規定する正当な理由があ

ると認めるときは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、知事
事の検査を受けたときとする。

一 市場取引の経験から予見できない瑕疵があつて、見本と現
品の内容が著しく相違しているとき。

二 委託者が故意又は過失により粗悪品を混入し、選別不十分
と認められるとき。

三 表示された量目と内容量が著しく相違しているとき。

四 せり人の故意又は過失により見本と現品の内容が著しく相
違しているとき。

2 知事は、前項の規定による検査を終了し、かつ、当該卸売業
者の申出を受けたときは、別記第三十五号様式の七から第三十
五号様式の九までのいずれかによる委託品検査証明書を交付す
るものとする。

第四章 卸売の業務に係る品質管理

(物品の品質管理の方法)

(削る)

第六十七条の二 条例第八十七条の二第二項の規定により知事が

定める卸売の業務に係る物品の品質管理の方法のうち卸売業者が行う卸売の業務に係る物品の品質管理の方法は、次のとおりとする。

一 卸売の業務に係る施設ごとに取扱品目、施設の設定温度（温度管理を行う施設に限る。）及び品質管理の責任者を定め、知事に届け出ること。

二 卸売の業務に係る施設ごとの取扱品目、施設の設定温度（温度管理を行う施設に限る。）及び品質管理の責任者の氏名を当該施設の見やすい場所に掲示すること。

三 水産物部、青果部及び食肉部に属する卸売業者については、卸売の業務に係る施設ごとに、次の事項を定め、これを遵守して物品の品質管理に努めること。

ア 施設の温度管理に関する事（温度管理を行う施設に限る。）。

イ 施設の温度の確認に関する事（温度管理を行う施設に限る。）。

ウ 物品の品質劣化を招く温度条件下における品質管理に関する事。

エ 条例第七十条の規定による検収に関する事

オ 市場施設等の清潔の保持に関する事

カ その他物品等の品質管理の高度化を図るために必要な事
項

四 花き部に属する卸売業者については、卸売の業務に係る施設ごとに、次の事項を定め、これを遵守して物品の品質管理に努めること。

ア 施設の温度管理に関する事（温度管理を行う施設に限る。）

イ 施設の温度の確認に関する事（温度管理を行う施設に限る。）

ウ 直接的な冷暖風の遮断等卸売場内での物品の取扱に関する事

エ 条例第七十条の規定による検収に関する事

オ 市場施設等の清潔の保持に関する事

カ その他物品等の品質管理の高度化を図るために必要な事
項

五 品質管理の責任者は、第三号又は前号に掲げる事項の実施を統括するものであること。

第四章 市場施設の使用及び公開

第一節 市場施設の使用

(市場施設使用許可申請書等)

第二十八条 条例第四十二条第一項の規定による許可の申請は、

2) 条例第八十七条の二第二項の規定により知事が定める卸売の業務に係る物品の品質管理の方法のうち仲卸業者その他の市場関係者（卸売業者を除く。）が行う品質管理の方法は、次のとおりとする。

一 施設ごとに品質管理の責任者を定め、知事に届け出ること。

二 施設ごとの品質管理の責任者の氏名を、当該施設の見やすい場所に掲示すること。

三 次に掲げる事項を遵守し、物品等の品質管理に努めること。

ア 物品の品質劣化を招く温度条件下に物品を長時間放置しないこと。

イ 物品の適正な温度管理を行うこと。

ウ 店舗等使用施設を清潔に保つこと。

エ その他物品等の品質管理の徹底を図ること。

四 品質管理の責任者は、前号に掲げる事項の実施を統括するものであること。

第五章 市場施設の使用及び公開

第一節 市場施設の使用

(市場施設使用指定申請書等)

第六十八条 条例第八十八条第一項の規定による指定を受けよう

別記第三十七号様式による市場施設使用許可申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、申請者が、現に同項に基づく市場施設の使用の許可を受けている卸売業者、仲卸業者又は関連事業者であつて、当該使用の許可の期間満了に伴い、引き続き当該市場施設の使用の許可を受けようとする場合は、添付書類の提出を要しない。

一 申請者が個人である場合

- ア 履歴書（別記第三号様式）
- イ 資産調書（別記第六号様式）
- ウ 住民票の写し
- エ 区市町村長の発行する身分証明書
- オ 印鑑証明書
- カ 当該事業開始の日以後二年間における事業計画書（別記第七号様式）
- キ 申請者の写真

二 申請者が法人である場合

- ア 定款又は規約
- イ 登記事項証明書
- ウ 貸借対照表

とする者は、別記第五十号様式による市場施設使用指定申請書によつて申請しなければならない。この場合において、指定を受けようとする者が卸売業者である場合にあつては、条例第十八条第三項に該当しないことを誓約する書面（別記第五十一号様式の三）を添付しなければならない。

エ 損益計算書

オ 当該事業年度開始の日以後二年間における事業計画書（別記第七号様式）

カ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面（別記第九号様式）

キ 役員名簿（別記第十号様式）

ク 業務を執行する役員につき区市町村長が発行する身分証明書並びに代表者の履歴書（別記第二号様式）、写真及び印鑑証明書

ケ 申請者が卸売業者である場合にあつては、条例第四十三條第三項第三号、第五号及び第六号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面（別記第三十八号様式）

コ 申請者が仲卸業者である場合にあつては、条例第四十三條第四項第二号及び第六号から第九号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面（別記第三十九号様式）

カ 申請者が関連事業者である場合にあつては、条例第四十三條第五項第二号及び第五号から第八号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面（別記第四十号様式）

2 条例第四十三條第二項の規定による許可を受けようとする者

2 条例第八十八條第二項の規定による許可を受けようとする者

は、別記第四十一号様式又は第四十二号様式による市場施設使用許可申請書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一 (現行のとおり)

ア 履歴書 (別記第三号様式)

イ 資産調書 (別記六号様式)

ウ (現行のとおり)

エ 区市町村長の発行する身分証明書

オ (現行のとおり)

カ 当該事業開始の日以後二年間における事業計画書 (別記第七号様式)

キ 申請者の写真

ク 申請者が条例第四十三条第七項に掲げる者に該当しないことを誓約する書面 (別記第四十三号様式)

二 (現行のとおり)

アからエまで (現行のとおり)

オ 当該事業年度開始の日以後二年間における事業計画書 (別記第七号様式)

カ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその

は、別記第五十一号様式又は第五十一号様式の二による市場施設使用許可申請書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一 (略)

ア 履歴書 (別記第二号様式の三)

イ 資産調書 (別記第五号様式)

ウ (略)

エ 市区町村長の発行する身分証明書

オ (略)

カ 当該事業開始の日以後二年間における事業計画書 (別記第六号様式)

キ 写真

ク 申請者が条例第八十八条第三項に掲げる者に該当しないことを誓約する書面 (別記第五十一号様式の二)

二 (略)

アからエまで (略)

オ 当該事業年度開始の日以後二年間における事業計画書 (別記第六号様式)

カ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその

持株数又は出資額を記載した書面（別記第九号様式）

キ 役員名簿（別記第十号様式）

ク 代表者の履歴書（別記第二号様式）、写真及び印鑑証明書

ケ 申請者が条例第四十三條第七項に掲げる者に該当しないことを誓約する書面（別記第四十三号様式）

（建築・造作等承認申請書）

第二十九條 条例第四十五條第一項の規定による承認を受けようとする者は、別記第四十四号様式による建築・造作等承認申請書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一 から四まで （現行のとおり）

2 （現行のとおり）

（市場施設返還届出書）

第三十條 条例第四十六條の規定により市場施設を返還しようとする者は、別記第四十五号様式による市場施設返還届出書によつて届け出なければならない。

（市場使用料）

第三十一條 条例第四十九條第一項の規定による市場使用料は、

持株数又は出資額を記載した書面

キ 役員名簿（別記第九号様式）

ク 代表者の履歴書（別記第二号様式の三）、写真及び印鑑証明書

ケ 業務を執行する役員が条例第八十八條第三項に掲げる者に該当しないことを誓約する書面（別記第五十一号様式の三）

（建築・造作等承認申請書）

第六十九條 条例第九十條第一項の規定による承認を受けようとする者は、別記第五十二号様式による建築・造作等承認申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一 から四まで （略）

2 （略）

（市場施設返還届出書）

第七十條 条例第九十一條の規定により市場施設を返還しようとする者は、別記第五十三号様式による市場施設返還届出書によつて届け出なければならない。

（市場使用料）

第七十一條 条例第九十四條第一項の規定による市場使用料は、

別表第五又は別表第六の金額（面積、体積等に乗じる前の金額をいう。）に百分の百十を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、別表第五又は別表第六の各項に定めるところにより、面積、体積等に乗じて得た額とする。

ただし、別表第五又は別表第六の卸売業者売場使用料の項中卸売金額により算定する部分又は仲卸業者売場使用料の項若しくは関連事業者営業所使用料の項中販売金額により算定する部分に係る市場使用料については、当該各部分に定めるところにより、当該卸売金額又は販売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額に料率を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に百分の百十を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

（使用者負担の費用の範囲）

第三十二条 条例第四十九条第二項の規定による電力、電話、ガス、水道、暖房、冷房等の費用及びこれらの設備の維持等に要する費用で使用者の負担とするものは、次のとおりとする。

- 1 使用の許可を受けた市場施設内で使用するもの（共同により使用するものを含む。）

別表第五又は別表第六の金額（面積、体積等に乗じる前の金額をいう。）に百分の百十を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、別表第五又は別表第六の各項に定めるところにより、面積、体積等に乗じて得た額とする。

ただし、別表第五又は別表第六の卸売業者売場使用料の項中卸売金額により算定する部分又は仲卸業者売場使用料の項若しくは関連事業者営業所使用料の項中販売金額により算定する部分に係る市場使用料については、当該各部分に定めるところにより、当該卸売金額又は販売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額に料率を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に百分の百十を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

（使用者負担の費用の範囲）

第七十二条 条例第九十四条第二項の規定による電力、電話、ガス、水道、暖房、冷房等の費用及びこれらの設備の維持等に要する費用で使用者の負担とするものは、次のとおりとする。

- 1 使用の指定又は許可を受けた市場施設内で使用するもの（共同により使用するものを含む。）

二 (現行のとおり)

2及び3 (現行のとおり)

(通過物使用料)

第三十三條 市場通過物に対しては、当該通過物を搬入する荷扱人から、第三十一条及び別表第五に定める通過物使用料を納入させるものとする。ただし、当該荷扱人に納入できない特別の事情があると認めるときは、搬出する荷扱人、荷受人、出荷者の順位で納入者を定める。

2 (現行のとおり)

(通過物届出書)

第三十四條 市場通過物を搬入する荷扱人は、当該物品が市場に到着したときは、速やかに別記第四十六号様式による通過物届出書を知事に提出しなければならない。

2及び3 (現行のとおり)

(関連事業者の販売金額による使用料)

第三十五條 関連事業者が生鮮食料品等を販売したときは、第三十一条及び別表第五に掲げる関連事業者営業所使用料のうち販売金額による使用料を納入させるものとする。

2 関連事業者は、前項の規定による販売をしたときは、毎年一

二 (略)

2及び3 (略)

(通過物使用料)

第七十三條 市場通過物に対しては、当該通過物を搬入する荷扱人から、第七十一条及び別表第五に定める通過物使用料を納入させるものとする。ただし、当該荷扱人に納入できない特別の事情があると認めるときは、搬出する荷扱人、荷受人、出荷者の順位で納入者を定める。

2 (略)

(通過物届出書)

第七十四條 市場通過物を搬入する荷扱人は、当該物品が市場に到着したときは、すみやかに別記第五十四号様式による通過物届出書を知事に提出しなければならない。

2及び3 (略)

(関連事業者の販売金額による使用料)

第七十五條 関連事業者が生鮮食料品等を販売したときは、第七十一条及び別表第五に定める関連事業者営業所使用料のうち販売金額による使用料を納入させるものとする。

2 関連事業者は、前項の規定による販売をしたときは、毎年一

月から四月までの間、五月から八月までの間及び九月から十二月までの間に販売した当該物品の品名、数量及び金額について、それぞれ毎年五月、九月及び翌年一月の各十日までに、別記第四十七号様式による生鮮食料品等販売報告書により、知事に届け出なければならない。

(使用料の計算)

第三十六條 条例第四十九条第四項の規定により日割計算による使用料は、一月当たりの使用料を当該月の日数で除した額を一日の使用料とし、当該月の使用日数を乗じて算出するものとする。

(施設を使用しない場合の使用料の徴収方法)

第三十七條 (現行のとおり)

(使用料等の納付期限)

第三十八條 (現行のとおり)

2 使用の許可等に伴う使用料等の額の変更等により前項の規定によることができない場合又は同項に規定されていない納付金の納付期限は、東京都の発行する納入通知書の指定期限によるものとする。

3 (現行のとおり)

月から四月までの間、五月から八月までの間及び九月から十二月までの間に販売した当該物品の品名、数量及び金額について、それぞれ毎年五月、九月及び翌年一月の各十日までに、別記第五十五号様式による生鮮食料品等販売報告書により、知事に届け出なければならない。

(使用料の計算)

第七十六條 条例第九十四条第四項の規定により日割計算による使用料は、一月当たりの使用料を当該月の日数で除した額を一日の使用料とし、当該月の使用日数を乗じて算出するものとする。

(施設を使用しない場合の使用料の徴収方法)

第七十七條 (略)

(使用料等の納付期限)

第七十八條 (略)

2 使用の指定又は許可等に伴う使用料等の額の変更等により前項の規定によることができない場合又は同項に規定されていない納付金の納付期限は、東京都の発行する納入通知書の指定期限によるものとする。

3 (略)

(使用料計算の単位)

第三十九条 (現行のとおり)

(使用料の減額)

第四十条 条例第五十条第三号後段の規定による特別の理由があると認めるときとは、東京都の指導のもとに東京都の市場における業務を補佐又は代行することを主な目的とする団体において、その事務事業の用に供するときとする。

2 (現行のとおり)

(卸売業者の保証金の額)

第四十一条 条例第五十二条第一項に規定する規則で定める卸売業者の預託すべき保証金の額は、次の表に掲げるとおりとする。

取扱品目	前二年(暦年)の 平均卸売金額	当該会計年度中の 保証金額
水産物	五十億円未満	三百五十万円
	五十億円以上百億円未満	五百万円
	百億円以上二百億円未満	六百万円

(使用料計算の単位)

第七十九条 (略)

(使用料の減額)

第八十条 条例第九十五条第三号後段の規定による特別の理由があると認めるときとは、東京都の指導のもとに東京都の市場における業務を補佐又は代行することを主な目的とする団体において、その事務事業の用に供するときとする。

2 (略)

(新設)

青果物

二百億円以上三百億円未満	八百万円
三百億円以上四百億円未満	千万円
四百億円以上五百億円未満	千二百万円
五百億円以上六百億円未満	千四百万円
六百億円以上七百億円未満	千六百万円
七百億円以上八百億円未満	千八百万円
八百億円以上九百億円未満	二千万円
九百億円以上千億円未満	二千二百万円
千億円以上	二千四百万円
十億円未満	百二十万円

食肉	十億円以上三十億 円未満	二百万円
	二十億円以上五十 億円未満	三百五十万円
	五十億円以上百億 円未満	五百万円
	百億円以上二百億 円未満	六百万円
	二百億円以上三百 億円未満	八百万円
	三百億円以上四百 億円未満	千万円
	四百億円以上五百 億円未満	千二百万円
	五百億円以上六百 億円未満	千四百万円
	六百億円以上	千六百万円
二百億円未満	六百万円	

概要

二百億以上三百億未満	八百割
三百億以上四百億未満	千割
四百億以上	千二百割
十億未満	百二十割
十億以上二十億未満	二百割
二十億以上五十億未満	三百五十割
五十億以上百億未満	五百割
百億以上二百億未満	六百割
二百億以上三百億未満	八百割
三百億以上四百億未満	千割

四百億円以上

千二百万円

(仲卸業者の保証金の額)

第四十二条 条例第五十二条第二項に規定する規則で定める仲卸業者の預託すべき保証金の額は、別表第七に掲げる面積又は体積による使用料月額に応じて定める保証金額と別表第八に掲げる販売金額に応じて定める保証金額との合計額とする。

(新設)

(関連事業者の保証金の額)

第四十三条 条例第五十二条第三項に規定する規則で定める関連事業者の預託すべき保証金の額は、別表第七に掲げる面積又は体積による使用料月額に応じて定める保証金額と別表第九に掲げる販売金額に応じて定める保証金額との合計額とする。

(新設)

(保証金に代用できる有価証券)

第四十四条 条例第五十二条第四項に規定する規則で定める有価証券は、次のとおりとする。

(新設)

- 一 国債証券
- 二 地方債証券
- 三 金融商品取引所が開設する市場において売買取引されている株券

21 前項の有価証券の価格は、次のとおりとする。

一 前項第一号及び第二号の有価証券にあつては、その額面金額に相当する額

二 前項第三号の有価証券にあつては、時価の百分の八十に相当する額

3 第一項の有価証券は、差し替えることができない。ただし、知事が必要と認めるときは、この限りでない。

(売買参加章等の交付)

第四十五条 知事は、仲卸業者が条例第五十二条第二項の規定による保証金を預託したときは、売買参加章を交付する。

2 知事は、前項に規定するほか、仲卸業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、売買参加補助章を交付することができる。

3 仲卸業者は、卸売業者が行うせり売又は入札の方法による卸売に参加するときは、前二項の売買参加章又は売買参加補助章を着用しなければならない。

(準用規定)

第四十六条 前条(保証金の預託を除く。)の規定は、売買参加者について準用する。

(保証金の端数整理等)

(新設)

(新設)

(保証金の端数整理等)

第四十七条 (現行のとおり)

2 卸売業者、仲卸業者又は関連事業者が現金に代えて有価証券を預託する場合は、第四十四条の規定により換算した額に一万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第二節 市場施設の公開

(市場施設使用承認申請書)

第四十八条 条例第五十八条第一項の規定による承認を受けようとする者は、別記第四十八号様式による市場施設使用承認申請書によつて申請しなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

第八十一条 (略)

2 卸売業者、仲卸業者又は関連事業者が現金に代えて有価証券を預託する場合は、第五条の規定により換算した額に一万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第二節 市場施設の公開

(市場施設使用承認申請書)

第八十二条 条例第九十八条第一項の規定による承認を受けようとする者は、別記第五十六号様式による市場施設使用承認申請書によつて申請しなければならない。

第六章 監督及び公開による聴聞手続

(流動比率及び自己資本比率の基準等)

第八十二条の二 条例第二百二条第三項第一号の規則で定める率は、一とする。

2 条例第二百二条第三項第二号の規則で定める率は、〇・一とする。

3 条例第二百二条第三項第三号の規則で定める期間は、連続する二以上の事業年度とする。

(聴聞の通知の時期等の特例)

第八十三条 知事は、条例第二十八条第三項、第四十二条第三項

(削る)

(削る)

~~第五章 市場別取引業務運営協議会~~

(所掌事項)

~~第四十九条 条例第七十四条第一項に規定する市場別運営協議会は、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を調査審議するとともに、生鮮食料品等の公正かつ効率的な取引及び衛生関係の改善強化を図るものとする。~~

~~一 (現行のとおり)~~

(削る)

~~及び第百二条第五項に規定する聴聞(以下単に「聴聞」という。)をしようとするときは、その期日の十五日前の日までに、東京都行政手続条例(平成六年東京都条例第百四十二号)第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を告示しなければならない。~~

~~第八十四条 削除~~

(意見聴取)

~~第八十五条 聴聞を主宰する者は、必要があると認めるときは、関係機関の職員、学識経験を有する者その他の参考人に対し、聴聞の期日における審理への出席を求めてその意見を聴くことができる。~~

~~第七章 市場別取引業務運営協議会~~

(所掌事項)

~~第八十六条 条例第百十二条の二第一項に規定する市場別運営協議会は、同項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を調査審議するとともに、生鮮食料品等の公正かつ効率的な取引及び衛生関係の改善強化を図るものとする。~~

~~一 (略)~~

~~二 当該市場の広報活動に関すること。~~

二 前号に掲げるもののほか、当該市場の運営に関し必要な事項

(組織)

第五十条 (現行のとおり)

(委員の任期)

第五十一条 (現行のとおり)

(会長及び権限)

第五十二条 (現行のとおり)

(取引委員会の所掌事項)

第五十三条 条例第七十四条第三項に規定する取引委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

一 当該市場内の当該取扱品目における実際取引に関すること。

(削る)

二 当該市場内の当該取扱品目における公正かつ効率的な売買取引の確保に関すること。

三 当該市場内の当該取扱品目における条例第十一条第二項に規定するせり売又は入札の方法により売買取引を行う物品の

三 前号に掲げるもののほか、当該市場の運営に関し必要な事項

(組織)

第八十七条 (略)

(委員の任期)

第八十八条 (略)

(会長及び権限)

第八十九条 (略)

(取引委員会の所掌事項)

第九十条 条例第一百十二条の二第三項に規定する取引委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

一 当該市場内の当該取扱品目の部類における実際取引に関すること。

二 当該市場内の当該取扱品目の部類における法第九条第二項第三号から第七号までに掲げる事項に関すること。

三 当該市場内の当該取扱品目の部類における公正かつ効率的な売買取引の確保に関すること。

四 当該市場内の当該取扱品目の部類における条例第四十七条第五項に規定する知事が別に定める割合(数量)の設定又は

種類及び数量若しくは割合の設定又は変更に関すること。

四 当該市場内の当該取扱品目における衛生の保持に関すること。

(削る)

変更に関すること。

五 当該市場内の当該取扱品目の部類における衛生の保持に関すること。

六 当該市場内の当該取扱品目の部類における次に掲げる事項に関すること。

ア 条例第六条第二項に規定する知事が別に定める事項

イ 条例第四十七条第一項各号に掲げる物品の品目

ウ 条例第五十五条第一項の承認に関する事項

エ 条例第五十八条第二項ただし書の規定による許可に関する事項

オ 条例第五十九条の二の規定による承認に関する事項

カ 条例第六十条第一項第一号ア、ウ及びエの規定による許可に関する事項

キ 条例第六十条第一項第二号イの承認に関する事項

ク 条例第六十六条第二項第三号の規定による承認に関する事項

ケ 条例第七十四条第一項の承認に関する事項

コ 条例第七十八条第一項の規定により掲示する物品の品目

サ 条例第七十八条第二項の規定により公表する物品の品目

五 ~~その他必要な事項~~

(取引委員会の組織)

~~第五十四条~~ (現行のとおり)

(委員の任期)

~~第五十五条~~ (現行のとおり)

(委員長及び権限)

~~第五十六条~~ (現行のとおり)

(雑則)

~~第五十七条~~ (現行のとおり)

~~第六章~~ 雑則

(身分を示す証明書)

~~第五十八条~~ ~~条例第六十一条第三項~~の規定による身分を示す証明

書は、~~別記第四十九号様式~~によるものとする。

(罰則)

(新設)

(取引委員会の組織)

~~第九十一条~~ (略)

(委員の任期)

~~第九十二条~~ (略)

(委員長及び権限)

~~第九十二条の二~~ (略)

(雑則)

~~第九十二条の三~~ (略)

~~第八章~~ 雑則

(身分を示す証明書)

~~第九十三条~~ ~~法第四十八条第三項又は条例第一百一条第三項~~の規定

による身分を示す証明書は、~~別記第五十七号様式~~によるものとする。

(掲示事項)

~~第九十四条~~ 知事は、次に掲げる場合には、その旨を市場内に掲

示するものとする。

一 ~~条例第七条第三項~~の規定により休業日に臨時に開場し、又

は開場日に臨時に休業することを定めたとき。

(掲示事項)

第五十九条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を市場内に掲

- 二 条例第六条ただし書の規定により開場の時間を変更したとき、又は同条第二項の規定により卸売業者の行い卸売の販売開始時刻及び販売終了時刻を定めたとき。
- 三 卸売業者が卸売の業務を開始し、休止し、若しくは再開したとき、又は卸売の業務を廃止したとき。
- 四 仲卸業者、売買参加者及び関連事業者の業務を許可し、若しくはその業務を停止したとき、又はその資格を失ったとき。
- 五 条例第二十九条第一項の規定により仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受けを認可したとき、又は同条第二項の規定により仲卸業者たる法人の合併若しくは分割を認可したとき。
- 六 条例第三十条第一項の規定により仲卸業者の仲卸業務の相続を認可したとき。
- 七 条例第七十五条第三項の規定により物品の売買を差し止め、又は市場外に持ち去ることを命じたとき。
- 八 条例第百三条の規定による処分をしたとき。
- 九 法第五十二条第二項の規定による告示があつたとき。
- 十 前各号に定める場合のほか、必要があるとき。

(新設)

示するものとする。

- 一 条例第六條第一項の規定により市場休業日を定めたとき。
- 二 条例第六條第二項の規定により休業日に臨時に開場し、又は開場日に臨時に休業することを定めたとき。
- 三 卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び関連事業者がその業務を開始したとき、若しくはその業務を停止したとき。
- 四 卸売業者、仲卸業者又は関連事業者が市場施設の使用資格を失つたとき。
- 五 売買参加者がその資格を失つたとき。
- 六 条例第三十八條第三項の規定により物品の売買の差止め又は市場外に持ち去ることを命じたとき。
- 七 条例第六十四條の規定による処分をしたとき。
- 八 前各号に定める場合のほか、必要があるとき。

(市場施設の適正使用等)

第六十條 条例第七十八條第一項に規定する使用者の市場施設の適正な使用及び市場内の衛生の確保に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 及び二 (現行のとおり)

(自動車登録申請)

(市場施設の適正使用等)

第九十五條 条例第一百十四條の二第一項に規定する使用者の市場施設の適正な使用及び市場内の衛生の確保に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 及び二 (略)

(自動車登録申請)

第六十一条 条例第七十九条第一項の登録を受けようとする者は

、別記第五十号様式又は第五十一号様式による自動車登録（廃車）申請書に、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。

一及び二（現行のとおり）

2（現行のとおり）

（登録の基準）

第六十二条（現行のとおり）

第九十六条 条例第百十四条の三第一項の登録を受けようとする

者は、別記第五十八号様式又は第五十九号様式による自動車登録（廃車）申請書に、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。

一及び二（略）

2（略）

（登録の基準）

第九十七条（略）

改 正 案

別表第一 削除

現 行

別表第一 (第三条関係)

水産物部

類別	品目
魚肉入加工類	プレスムウインター、ハンバーグ、サラミン ーセージ、ぎよらぎ、しゅうまい、春巻、コ ロッケ、メンチカツ及び肉だんご
海そう加工類	寒天加工品
加工野菜類	冷そらまめ、冷枝豆、冷グリーンピース、冷 さやえんどう、冷とろろ、きんぴら、味付 けもやし、柳川ごぼう、かんろ煮、酢れん こん、紅葉おろし、しそ巻、ごぼう巻及びつ くだに
加工山菜類	竹の子、味付けせんまい、わらび、ふき、な めたけ(ごん・缶詰類)、なめ(ごん・缶詰類)
つけ物類	わさび漬、支那ちく品及び福神漬
豆加工類	味噌加工品、煮豆加工品、納豆及び豆腐(ハ ツク入り)

別表第二 削除

別表第三 削除

干物類	乾しいたけ、きくらげ及びかんぴょう
めん類	うどん、そば、中華そば、スパゲッティ、マ ロニ及びトース
ホルモン焼、鳥卵（鶏卵を除く）、うなぎたれ、粉類（お さび、からし）、鶏卵製品、おでん種、味付けもつ、ブロ イラー、調理冷凍加工品及びもち（真空包装）	

別表第二（第三条関係）

青果部

豆加工類	味噌加工品、煮豆加工品、納豆及び豆腐（ パック入り）
めん類	うどん、そば、中華そば、スパゲッティ、マ カロニ及びトース
鳥卵、鶏卵、干わかめ、干ひじき、調理冷凍加工品、もち（真 空包装）及びごし	

別表第三（第三条関係）

食肉部

チーズ、バター、ラード、ヘッド及び鳥卵

別表第四 削除

別表第四 (第三十六条、第四十三条の3関係)

取扱品目の部類	市場	一号(条例第四十七条第一項第一号の物品)	一号(同項第一号の物品)	二号(同項第二号の物品)
水産物部	豊洲市場	まぐろ類、かじき類、活魚類、えび類、煮干製品類及び素質が異なるため個々に評価を必要とする物品で別に定めるもの	まぐろ類一号の物品を除く。べからし類、お類、ぶり類、おし類、さわら類、いわし類、いか類、かれい類、たい類、めぬけ類、たら類、活魚類、二号の物品を除く。べ、生蟹類、生蟹淡水魚類、うに類、塩干品類、煮干製品類、二号の物品を除く。べ、素干品類、一号の物品を除く。及びその他鮮	一号及び二号の物品以外

青森部	豊洲場 大田市場 豊島市場 荏瀬市場 板橋市場 世田谷市場 北足立市場 多摩ニューター ウ之市場 葛西市場	該当なし	果菜 みかん、り ン等一般消 費者の需要の 多い物品と市 場ごとに別 に定めるも の 野菜 だいこん、キ ヤベツ、レタ ス、はくさ い、ほうれん そう、ね ぎ、きゅう り、なす、ト マト、ピーマ ン等一般消	一号及び二 号の物以外 の物品
	大田市場 足立市場	まぐろ類等 で品質が異 なるため個 々に評価を 必要とする 物品で市場 ごとに別に 定めるもの	魚類等一般 消費者の需 要の多い物品 で別に定め るもの まぐろ類等 一号の物品 を除く。で 一般消費者 の需要の多い 物品で市場 ごとに別に 定めるもの	一号及び二 号の物以外 の物品

別表第五 (第三十一条 第三十二条 第三十五条関係)

種別	食肉市場以外の市場
卸売業者売場使用料	一 条例第四条第一項に規定する取扱品目(食肉、鳥肉及び鳥卵並びにこれらの加工品並びにつけ物を

別表第五 (第七十二条 第七十三条 第七十五条関係)

種別	食肉市場以外の市場
卸売業者売場使用料	一 生鮮水産物(海産物を含む。)及びその加工品、野菜(きのこを含む。)及び果実並びにこれらの加工品(つけ物を除く。)

食肉部	食肉市場	牛及び馬の枝肉輸入肉を除く。)	豚の枝肉輸入肉を除く。)	一号及び二号の物品以外の物品
花き部	大甲場 樫橋場 世田谷市場 北足立市場 葛西市場	該当なし	切花鉢物等 一号及び三号の物品以外の物品	種子、水菖並びにミニ門松 菖蒲松等 主として葬祭 又は年中行事 等限られた 特殊な用途 に供される 花き及びそ の他の加工品
			心こなし なまもも ぶどう、いちご、メロン 類、すいか 等一般消費 者の需要の多 い物品(市場 ごとに別に 定めるもの	

除く。)

卸売金額(販売価格に数量を乗じて得た額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加えた額とする。以下この表及び別表第六において同じ。)から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の千分の二・五に百分の百十を乗じて得た額

二 条例第四条第一項に規定する取扱品目(鳥肉、鳥卵及びこれらの加工品並びにつけ物)

卸売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の千分の一・二五に百分の百十を乗じて得た額

三 条例第四条一項に規定する取扱品目(食肉)

卸売金額から消費税額及び地方消費税額に相

当する額を加えた額とする。以下この表及び別表第六において同じ。)から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の千分の二・五に百分の百十を乗じて得た額

、花き並びに第六十三条の二第一項第八号に規定するその他の食料品

二 鳥肉及び鳥卵並びにこれらの加工品並びにつけ物

卸売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の千分の一・二五に百分の百十を乗じて得た額

(新設)

<p>仲卸業者売場使用料</p>	<p>仲卸業者が条例第三十六条の規定により物品を買い入れて販売する場合の買入れ物品</p> <p>一 条例第四条第一項に規定する取扱品目（食肉、鳥肉及び鳥卵並びにこれらの加工品並びにつけ物を除く。）</p> <p>販売金額（消費税額及び地方消費税額に相当す</p>	<p>当する額を除いた額の千分の二に百分の百十を乗じて得た額</p> <p>ただし、知事が特に必要と認める特定の分場につき、卸売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の千分の〇・五を限り料率を減ずることができ</p>	<p>一 低温売場（現行のとおり）</p> <p>二 一以外の売場（現行のとおり）</p>
------------------	--	--	---

<p>仲卸業者売場使用料</p>	<p>仲卸業者が条例第七十二条第二項ただし書の規定により物品を買い入れて販売する場合の買入れ物品</p> <p>一 生鮮水産物（海そうを含む。）及びその加工品、野菜（きのこを含む。）及び果実並びにこれらの加工品（つけ物を除く。）、花き並びに第六十三条の二第一項第八号に規定するその他の食料品</p> <p>販売金額（消費税額及び地方消費税額に相当する額を</p>	<p>ただし、知事が特に必要と認める特定の分場につき、卸売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の千分の〇・五を限り料率を減ずることができ</p>	<p>一 低温売場（略）</p> <p>二 一以外の売場（略）</p>
------------------	---	---	-------------------------------------

関連事業者営業所使用料か	(現行のとおり)
	<p>る額を含む額とする。以下この表、別表第六、別表第八及び別表第九において同じ。)から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の千分の二・五に百分の百十を乗じて得た額</p> <p>二 条例第四条第一項に規定する取扱品目(鳥肉、鳥卵及びこれらの加工品並びにつけ物)</p> <p>販売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の千分の一・二五に百分の百十を乗じて得た額</p> <p>三 条例第四条第一項に規定する取扱品目(食肉)</p> <p>販売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の千分の二に百分の百十を乗じて得た額</p> <p>仲卸業者売場(現行のとおり)</p>

関連事業者営業所使用料	(略)
	<p>含む額とする。以下この表、別表第六、別表第八及び別表第九において同じ。)から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の千分の二・五に百分の百十を乗じて得た額</p> <p>二 鳥肉及び鳥卵並びにこれらの加工品並びにつけ物</p> <p>販売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の千分の一・二五に百分の百十を乗じて得た額</p> <p>(新設)</p> <p>仲卸業者売場(略)</p>

ら冷蔵庫使用料まで	
通過物使用料	<p>一 生鮮水産物(海そうを含む。)及びその加工品一トンにつき 千二百六十七円</p> <p>二 野菜及びその加工品一トンにつき 三百二十円</p> <p>三 果実及びその加工品一トンにつき 六百三十四円</p> <p>四 <u>条例第四条第一項に規定するその他の食料品等(食肉を除く。)</u>一トンにつき 千二百六十七円</p> <p>五 <u>花き及び条例第四条第一項に規定するその他の農産物等</u>一トンにつき 二百五十三円</p> <p>ただし、知事が特に必要と認める場合は、当該通過物使用料の二分の一を限り減額することができる。</p>
車両置場使用料及びその他の施設使用料	(現行のとおり)

備考 (現行のとおり)

別表第六 (第三十一条関係)

から冷蔵庫使用料まで	
通過物使用料	<p>一 生鮮水産物(海そうを含む。)及びその加工品一トンにつき 千二百六十七円</p> <p>二 <u>野菜(きのこを含む。)</u>及びその加工品一トンにつき 三百二十円</p> <p>三 果実及びその加工品一トンにつき 六百三十四円</p> <p>四 <u>第六十二条の二第一項第八別に規定するその他の食料品</u>一トンにつき 千二百六十七円</p> <p>五 <u>花き</u>一トンにつき 二百五十三円</p> <p>ただし、知事が特に必要と認める場合は、当該通過物使用料の二分の一を限り減額することができる。</p>
車両置場使用料及びその他の施設使用料	(略)

備考 (略)

別表第六 (第七十一条関係)

種別	食肉市場
卸売業者売場使用料	<p>一 条例第四条第一項に規定する取扱品目（食肉） 卸売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の千分の二に百分の百十を乗じて得た額</p> <p>二 条例第四条第一項に規定する取扱品目（鳥肉、鳥卵及びこれらの加工品並びにつけ物） 卸売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の千分の一・二五に百分の百十を乗じて得た額</p> <p>三 条例第四条第一項に規定する取扱品目（食肉、鳥肉及び鳥卵並びにこれらの加工品並びにつけ物を除く。） 卸売金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の千分の二・五に百分の百十を乗じて得た額</p>

種別	食肉市場
卸売業者売場使用料	<p>一 肉類（鳥肉を除く。）及びその加工品並びに第六十三条の二第一項第八号に規定するその他の食料品 卸売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の千分の二に百分の百十を乗じて得た額</p> <p>二 鳥肉、鳥卵及びこれらの加工品 卸売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の千分の一・二五に百分の百十を乗じて得た額 (新設)</p>

仲卸業者売場使用料	卸売業者売場（現行のとおり）
	<p>仲卸業者が条例第三十六条の規定により物品を買入れて販売する場合の買入れ物品</p> <p>一 条例第四条第一項に規定する取扱品目（食肉） 販売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の千分の二に百分の百十を乗じて得た額</p> <p>二 条例第四条第一項に規定する取扱品目（鳥肉、鳥卵及びこれらの加工品並びにつけ物） 販売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の千分の一・二五に百分の百十を乗じて得た額</p> <p>三 条例第四条第一項に規定する取扱品目（食肉、鳥肉及び鳥卵並びにこれらの加工品並びにつけ物を除く。）</p>

仲卸業者売場使用料	卸売業者売場（略）
	<p>仲卸業者が条例第七十三条第二項ただし書の規定により物品を買入れて販売する場合の買入れ物品</p> <p>一 肉類（鳥肉を除く。）及びその加工品並びに第六十三条の二第一項第八号に規定するその他の食料品 販売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の千分の二に百分の百十を乗じて得た額</p> <p>二 鳥肉、鳥卵及びこれらの加工品 販売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の千分の一・二五に百分の百十を乗じて得た額 （新設）</p>

関連事業者営業所使用料からその他の施設使用料まで	(現行のとおり)	販売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の千分の二・五に百分の百十を乗じて得た額
--------------------------	----------	---

備考 (現行のとおり)

別表第七 (第四十二條 第四十三條關係)

(現行のとおり)

別表第八 (第四十二條關係)

条例第三十六條の規定により物品を買い入れて販売する場合の買入れ物品の前年(暦年)の販売金額	(現行のとおり)
五百万円未満	
五百万円以上千万円未満	
千万円以上二千万円未満	
二千万円以上四千万円未満	
四千万円以上八千万円未	

関連事業者営業所使用料からその他の施設使用料まで	(略)	
--------------------------	-----	--

備考 (略)

別表第七 (第十三條の二 第二十五條の二關係)

(略)

別表第八 (第十三條の二關係)

条例第七十三條第二項ただし書の規定により物品を買い入れて販売する場合の買入れ物品の前年(暦年)の販売金額	(略)
五百万円未満	
五百万円以上千万円未満	
千万円以上二千万円未満	
二千万円以上四千万円未	
四千万円以上八千万円未	

別表第九 (第四十三條關係)

(現行のとおり)

別表第十 (第五十條關係)

区分 市場	市場別運営協議会							
	卸売業者	仲卸業者	売買参加者	市場事業者	労働者代表	業界委員計	東京職員	計

四十億円以上	二十億円以上四十億円未満	十億円以上二十億円未満	五億円以上十億円未満	三億円以上五億円未満	一億五千万円以上三億円未満	八千万円以上一億五千万円未満	満
(現行のとおり)							

別表第九 (第二十五条の二關係)

(略)

別表第十 (第八十七條關係)

区分 市場	市場別運営協議会							
	卸売業者	仲卸業者	売買参加者	市場事業者	労働者代表	業界委員計	東京職員	計

四十億円以上	二十億円以上四十億円未満	十億円以上二十億円未満	五億円以上十億円未満	三億円以上五億円未満	一億五千万円以上三億円未満	八千万円以上一億五千万円未満	満
(略)							

別表第十一 (第五十四条関係)

市場別/区分	市豊洲		市大田		計	
	青果	水産物	青果	水産物		
取引委員会	(現行のとおり)				業者売	八
					業者卸	六
					者参加	七
					計委員	二
					員東職	一
					計	四
					五	
					九	
					四	

別表第十一 (第九十一条関係)

市場別/区分	市豊洲		市大田		計	
	青果	水産物	青果	水産物		
取引委員会	(略)				業者売	八
					業者卸	六
					者参加	七
					計委員	二
					員東職	一
					計	四
					四	
					八	
					四	

世田谷市場	青果	(現行のとおり)
市板橋市場	花き	} (現行のとおり)
	青果	
市足立市場	水産物	(現行のとおり)
市淀橋市場	青果	(現行のとおり)
市豊島市場	青果	(現行のとおり)
市食市場	食肉	(現行のとおり)

世田谷市場	青果	(略)
市板橋市場	花き	} (略)
	青果	
市足立市場	水産物	(略)
市淀橋市場	青果	(略)
市豊島市場	青果	(略)
市食市場	食肉	(略)

計	花き	(現行のとおり)	市葛 場西	青果	(現行のとおり)	市ウ タニ 多摩	花き	立北 場市足	花き	(現行のとおり)
	青果			青果					花き	

計	花き 部	(略)	市葛 場西	青果 部	(略)	市ウ タニ 多摩	花き 部	立北 場市足	花き 部	(略)
	青果			青果			花き			